

## 「1者応札・1者応募」にかかる改善方策について

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構では、随意契約見直し計画の推進により、従来競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を進めてきたところである。

しかしながら、一般競争入札や公募に移行したものの、結果的に1者応札・1者応募となっている事例が見受けられ、競争性が十分に確保されていないと考えられることから、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

### 1．公告期間の十分な確保

現在、公告期間については、原則10日間以上を確保しているところであるが、さらに事業者への周知期間及び事業者の検討期間を確保するため、原則として土日・祝日を除き10日間以上確保する。

### 2．履行期間の十分な確保

契約日から履行開始までの期間、あるいは、契約日から納期までの期間をできる限り長く確保し、事業者が履行しやすくなるよう配慮する。

### 3．仕様書の作成

仕様書については、特定事業者が有利な仕様にならないよう、機会均等に配慮し、公平性の高い合理的な仕様内容とする。

また、入札参加資格における履行実績・技術審査等の条件設定により、新規事業者の参入を不当に制限していないか等を厳格に審査し、必要に応じて記載内容を見直す。

### 4．業者等からの聴き取り

入札に参加しなかった業者等から、その理由及び参加が可能となる条件等について聴き取りを行い、その結果を検討したうえで対応可能なものについては、以後の入札に反映させる。